資料１

みどりと子どもを育むまち
箕面市教育委員会

諮問事項2に関する検討について

前回のふりかえり

■令和2年度に決定した校区変更箇所（黄色塗り部分）

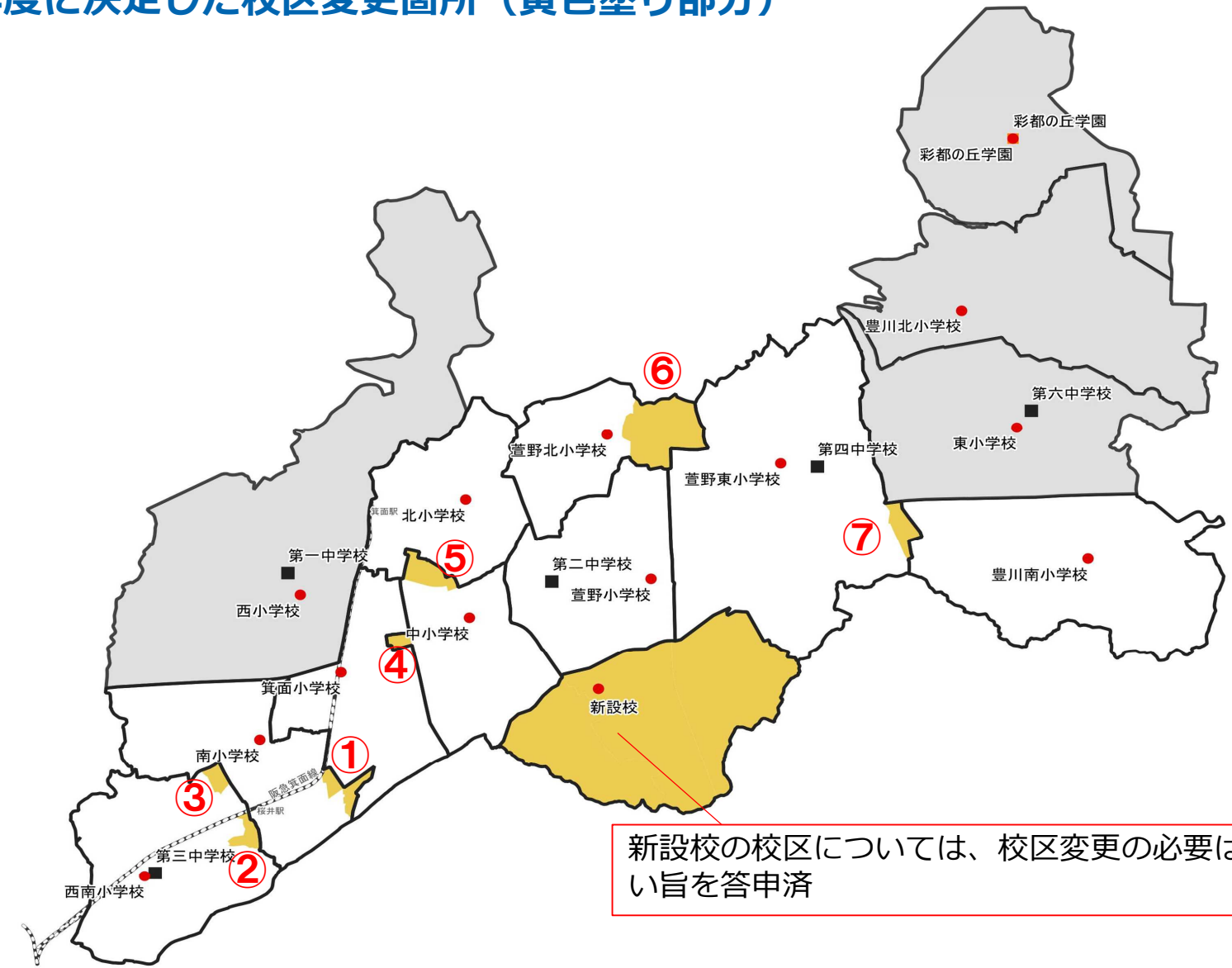

前回のふりかえり

■地域①（百楽荘・牧落）に関する議論の結果

- 全委員同意のもと、地域①を『箕面小学校区に戻すべき』という方向性で固まった。

（校区を戻す判断に至った理由）
- 地域①については、過去のワークショップでは校区再編案がまとまらなかったことから、審議会で再編案を作成した地域であること、また、主に通学の安全性の観点からの懸念も残されていたことから「過去に課題とされた地域」として、本審議会にて再検討を行った。
- 令和2年度の答申から約4年が経過していることから、令和2年度答申の付帯意見にもとづき現状の確認を行ったところ、依然として通学の安全性は課題が認められた。
- 「学校敷地面積/校区面積」で算出される学校の過密さ加減の指標をもとに検討した過去の経過やその結果は尊重されるべきだが、「通学の安全性」を踏まえて考えると、指標の変化は許容範囲であると判断できた。

- 校区を戻した場合でも、南小学校通学路上の改善要望箇所（幼稚園前横断歩道）や、箕面小学校通学路上の改善要望箇所（西国街道の横断時の自転車との接触リスク）については、引き続き粘り強く警察協議等を行ってほしいとの意見があった。

前回のふりかえり

■地域⑤（芦原公園周辺）に関する議論の結果

- 審議会委員の意見は以下のように集約できる。

【校区編制に関する意見について】

A) 小学校区で活動する団体の活動拠点が校区外にあるのはおかしい。そもそも指標の数字を調整するために校区変更されたと認識しており、避難所が校区外になる点も不安視しているので、この際北小学校区に戻すべき。
B) 小学校区で活動する団体の活動拠点が校区外にあるのはおかしいので、元の校区に戻すか、活動拠点を校区内に変更するべき。
C) 小学校区で活動する団体の活動拠点が校区外にあるのはおかしいが、それが元の校区に戻す理由にはならない。健康福祉部と調整し、拠点自体を再移転し校区内に戻すことが筋である。
D) 活動拠点は校区内にあるべきと考えるが、公共施設は未来永劫この場所にあるとは限らない。公共施設の移転がある度に校区を変更するのは不適当であり、基本的には前審議会の答申を尊重すべきである。

【外部環境の変化した地域⑤の校区編制に関する基本的なスタンスについて】

E) 地域⑤はワークショップで決定された区域であることから、その結果は尊重すべきであり、校区を元に戻すならば、それ相当の理由が必要と考える。

- 全委員の共通認識が「活動拠点は小学校区内にあることが望ましい」というものであったことから、以下2点を確認し、次回審議会で再度議論を行うこととなった。

① なか幼稚園跡地に拠点を移すと検討した際に、健康福祉部が「将来的に北小学校区外になる」ことを念頭において検討を進めたのか、その検討経緯を知りたい。
② 令和14年頃の校区再編までに、北小学校区の中で別の拠点を探せる可能性があるか。

【審議】地域⑤　芦原公園周辺

「外部環境の変化（地域団体活動拠点の移転）」
の視点での再検討について

外部環境の変化

- みのおサンプラザの建て替えに伴い、北小校区の地域団体の活動拠点が、令和6年秋頃に「なか幼稚園跡地」に移転することが決定
- 令和2年の校区再編検討時には想定されていない事項であることから、令和2年度通学区域審議会の付帯意見に記載されている「外部環境の変化」として再検討を行う。

地域⑤を変更する場合の指標の変化

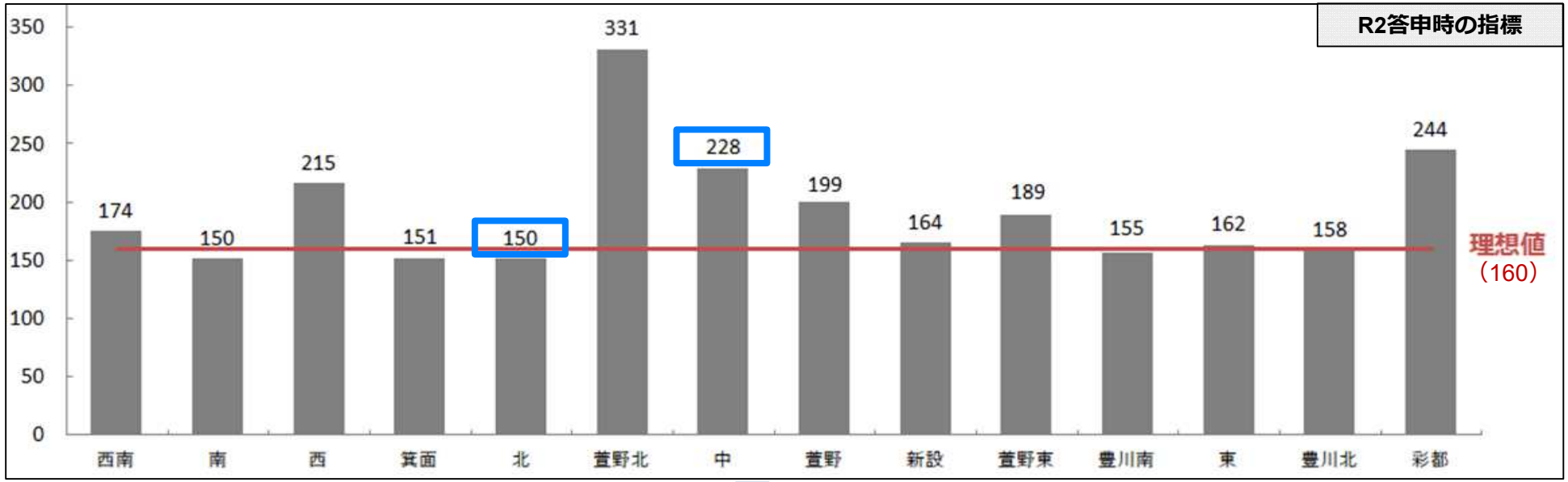

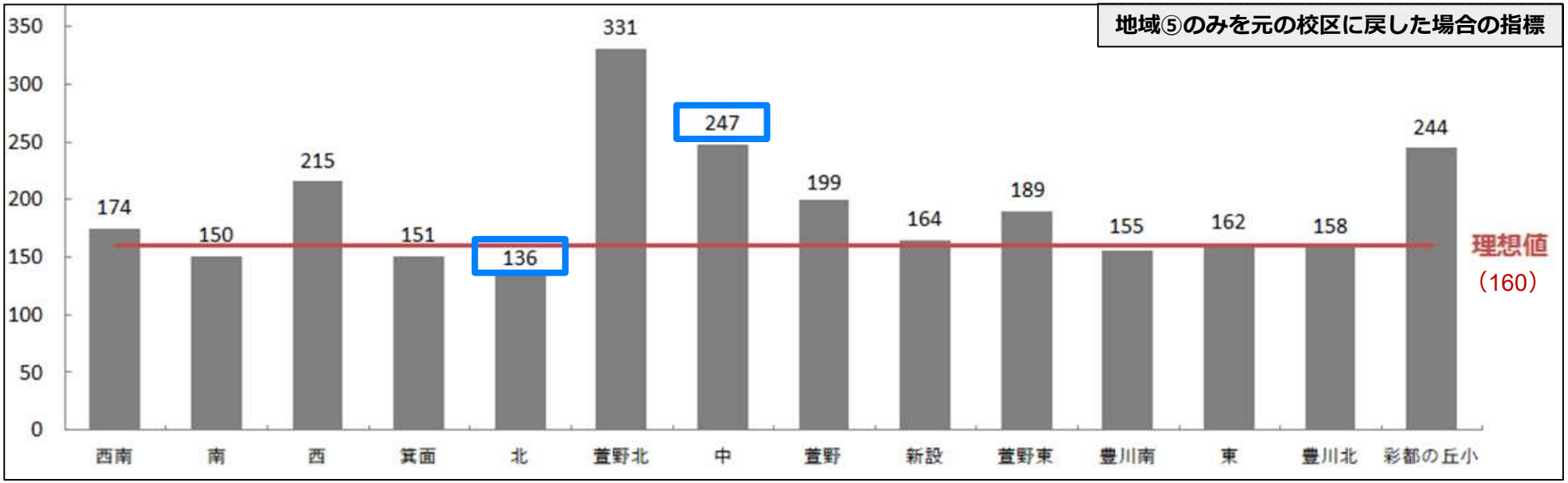

宿題への回答

①健康福祉部が校区が変わることを念頭に拠点の移転先を検討したのか、その検討経緯を知りたい。

- 健康福祉部としては、近隣で確保できる候補地の内、地域団体ができるかぎりこれまでどおりの活動ができる場所・活動しやすい場所はどこかということを最優先に検討した結果であり、将来的に校区が変わることについては考慮しなかったというのが検討経緯です。

②令和14年頃の校区変更までに、北小学校区の中で別の拠点を確保できる可能性があるか

- 地域団体からの要望内容や市で確保可能な公共施設を照らし合わせて考えると、現状では、なか幼稚園跡地が最適だと考えています。
- しかし、校区が変更されるまでにまだ期間があることから、今後地域団体と意見交換を行い、北小学校区内を希望される場合は、校区再編後の北小学校区内で適当な活動拠点が確保できないかについて検討していきます。

その他（前回出された意見に対する補足）

■面積指標算出のための校区面積について

- 指標計算のための校区面積は、校区内の「居住誘導区域」の面積を使用しており、市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）等は除かれたものとなっています。

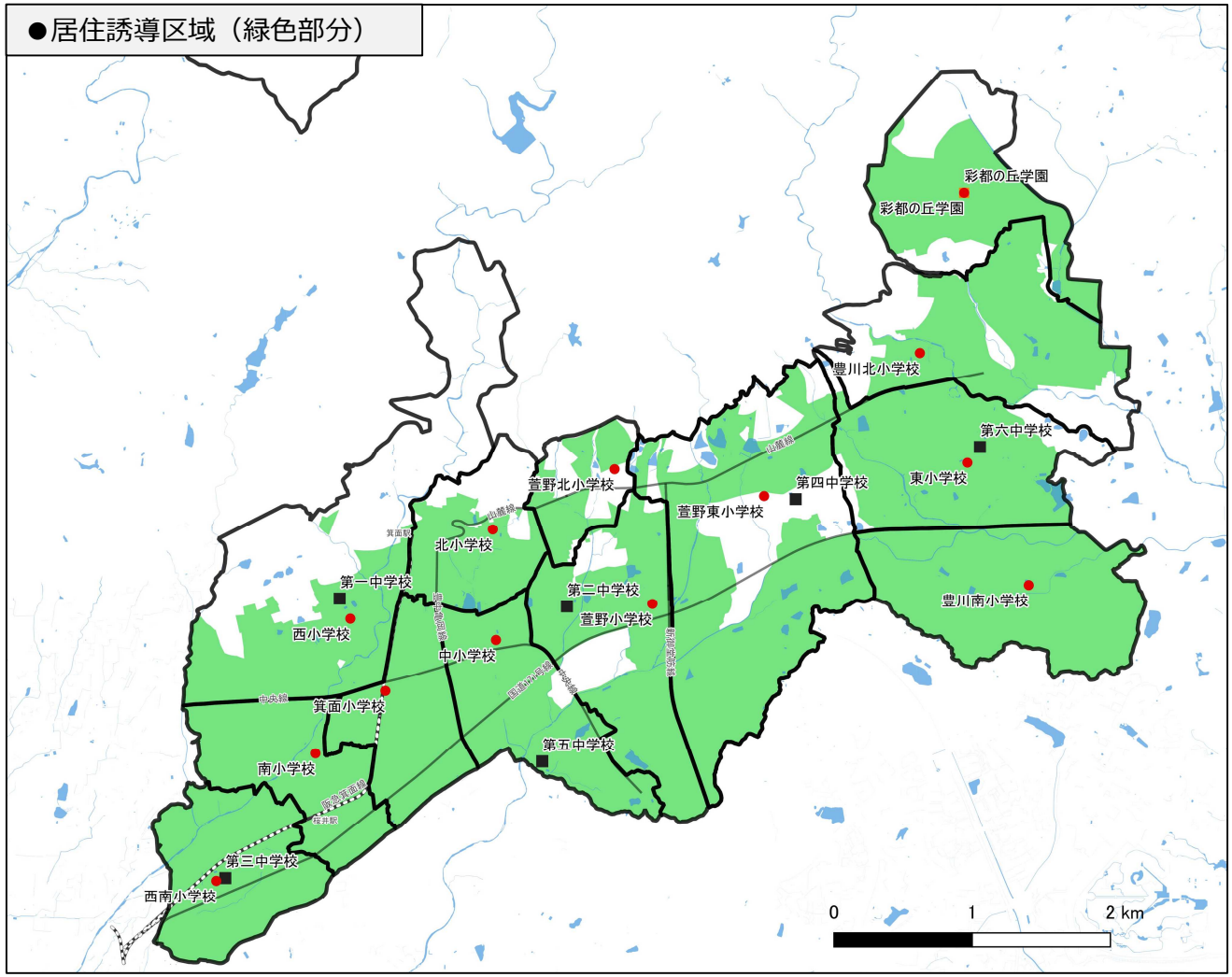

※上記の図は、令和6年4月1日時点の校区割りです（校区再編前の図）